

**磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 骨子  
(案) についてのパブリックコメント (意見募集) 資料**

**平成 27 年 8 月**

## **1 条例制定の背景**

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「法」という。)」では、住民票を有する全ての方に固有の番号 (以下「個人番号」という。通称「マイナンバー」という。) を付番することとしています。

個人番号を利用することで、国、県、市町村等複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができるようになります。

情報の連携を行うことで、年金や福祉給付等の申請時に必要な所得証明書等の添付書類を削減し、市民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。

法では、国、都道府県や市町村等磐田市以外の機関との情報連携は、法に定められた事務において、情報提供ネットワークシステムという仕組みを介して行うことができます。

しかし、市町村等が法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において個人番号を利用する場合 (独自利用事務) や、個人番号を利用している事務において、庁内同一機関内 (税担当課と福祉担当課等) で個人番号をその内容に含む個人情報 (特定個人情報) の連携を行う場合 (庁内連携) は、条例を定める必要があります。(法第 9 条第 2 項)

また、庁内他機関 (市長部局と教育委員会等) との間で特定個人情報の連携を行う場合 (機関連携) も、条例を定める必要があります。(法第 19 条第 9 号)

このようなことから、社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) のメリットをより高め、市の内部でも個人番号を利用した情報の連携を可能とするため「(仮称) 磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定しようとするものです。

## 2 条例の骨子（案）

### (1) 趣旨

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 【趣旨及び解説】

この条例では、法第9条第2項と法第19条第9号の規定に基づいて、法に規定されていない事務で個人番号を独自に利用するための独自利用事務と、庁内で番号を利用して特定個人情報の授受を行うための庁内連携と、同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定めるものとします。

### (2) 定義

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

#### 【趣旨及び解説】

この条例に出てくる用語（個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステム）の説明を定めるものとします。

### (3) 市の責務

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、

自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

**【趣旨及び解説】**

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するため、市の責務を定めるものとします。

(4) 個人番号の利用範囲

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

**【趣旨及び解説】**

法第9条第2項に基づき、個人番号を独自に利用する事務等を定めるものとします。

市独自の施策について、個人番号を利用する場合は、事務処理に必要な限度で、利用できることとします。

- 法別表第1に規定された法定事務以外の事務における個人番号の利用（独自利用事務）

市の機関は、法に掲げる事務の範囲内で、特定個人情報を事務処理に必要な限度で、利用することができることとします。

- 同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用（庁内連携）

また、他の条例等の規定により書類の提出を義務付けている場合において、庁内連携により当該書類と同一の内容の情報を照会できる場合は、当該書類の提出があったとみなすことを定めるものとします。

#### (5) 特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

#### 【趣旨及び解説】

法第19条第9号に基づき、同一地方公共団体内の他の機関へ特定個人情報を提供する場合を定めるものとします。（機関連携）

市の他機関に対し、法に規定する事務の範囲内で、特定個人情報を事務処理に必要な限度で、提供することができることとします。

また、他の条例等の規定により書類の添付を義務付けている場合において、機関連携により当該書類と同一の内容の情報を照会できる場合（提供を受けることができる場合）は、当該書類の提出があったとみなすことを定めるものとします。

これらの規定（前号と本号（(4)個人番号の利用範囲と(5)特定個人情報の提供））

は、法を参照するほか、機関、事務及び特定個人情報を別表形式で明記します。（【参考資料】を参照してください。）

(6) 委任

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨及び解説】

条例の施行に関し、各事務から授受する特定個人情報の詳細については、規則で定めるものとします。

### 3 施行期日と準備行為

#### 附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第4条第4項及び第5条第2項の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 【趣旨及び解説】

条例の施行日は、法における個人番号の利用開始日とします。（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」により平成28年1月1日とされています。）ただし、添付書類の省略に関する規定の施行日は、庁内連携と機関連携に係るシステムの稼働が地方公共団体における情報提供ネットワークシステムの利用開始と同時期となることから、情報提供ネットワークシステムの利用開始とします。（平成29年7月予定とされています。）

## 【参考資料】

### 別表形式イメージ

別表第1（第4条関係）			
執行機関	事務		
1 市長	磐田市〇〇費助成に関する条例（平成〇年磐田市条例第〇号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
2 教育委員会	磐田市▲▲料徴収条例（平成〇年磐田市条例第〇号）による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの		

  

別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	磐田市〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	磐田市▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

  

別表第3（第5条関係）			
機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	磐田市▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

### 【趣旨及び解説】

(1) 法別表第1に規定された法定事務以外の事務における個人番号の利用（独自利用事務）

○ 個人番号の独自利用を行う事務を別表第1に規定します。

なお、現時点で想定される個人番号の独自利用事務（法第9条第2項の規定により条例指定を行う事務）は、次のものが考えられます。

事務を行う機関	事務
市長	子どもの医療費助成に関する事務
市長	ひとり親等の医療費助成に関する事務
市長	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
市長	高齢者の医療費助成に関する事務
市長	高齢者向け介護用品支給に関する事務
市長	高齢者・障害者向け日常生活用具の給付に関する事務
市長	高齢者向け住宅改造等費用助成に関する事務
市長	高齢者・障害者向け移動支援に関する事務
市長	地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く）
教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に上乗せして給付を実施している事務
教育委員会	私立高校等への奨学給付金の支給に関する事務
教育委員会	就学援助に関する事務（小学校・中学校向け）
市長	幼稚園就園奨励費に関する事務

これらの事務のうち、独自利用事務とすることにより、市民の利便性の向上や行政の効率化に繋がると考えられるものを選定し、条例に制定します。

また、これら以外の事務のうち、独自利用することが望ましいと考えられるものについては、随時検討のうえ、条例を改正し、独自利用事務に追加していくことを考えています。

(2) 同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用（庁内連携）

- 同一機関内であっても、複数の事務間で特定個人情報の利用を行う場合は、個人番号の独自利用に該当することから、対象となる事務及び照会する情報の内容を別表第2に規定します。

(3) 同一地方公共団体内の異なる機関間での特定個人情報の連携（機関連携）

- 同一地方公共団体内であっても異なる機関に対して特定個人情報を提供す



る場合は、法による提供制限に該当することから、照会元の事務及び提供する情報の内容を別表第3に規定します。